

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 39 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 52 年岩手県規則第 67 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第19条 法、政令、省令、条例及びこの規則により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、本店又は主たる事務所若しくは事業所（以下「支店等」という。）の所在地が県内にある者にあつては<u>所管地方振興局長</u>を経由して、支店等の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(第3面)</p> <table border="1" data-bbox="172 952 815 1294"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号へに規定する未成年者である場合）</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>法第7条第5項第4号トに規定する役員（申請者が法人である場合）</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>(第4面)</p> <table border="1" data-bbox="172 1393 815 1590"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号へに規定する未成年者である場合）	[略]	法第7条第5項第4号トに規定する役員（申請者が法人である場合）	[略]	[略]	令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）	[略]	<p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第19条 法、政令、省令、条例及びこの規則により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、本店又は主たる事務所若しくは事業所（以下「支店等」という。）の所在地が県内にある者にあつては<u>所管の広域振興局又は地方振興局の長</u>を経由して、支店等の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(第3面)</p> <table border="1" data-bbox="858 952 1501 1294"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号ナに規定する未成年者である場合）</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>法第7条第5項第4号リに規定する役員（申請者が法人である場合）</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>(第4面)</p> <table border="1" data-bbox="858 1393 1501 1590"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号ナに規定する未成年者である場合）	[略]	法第7条第5項第4号リに規定する役員（申請者が法人である場合）	[略]	[略]	政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）	[略]
[略]																	
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号へに規定する未成年者である場合）																	
[略]																	
法第7条第5項第4号トに規定する役員（申請者が法人である場合）																	
[略]																	
[略]																	
令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）																	
[略]																	
[略]																	
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号ナに規定する未成年者である場合）																	
[略]																	
法第7条第5項第4号リに規定する役員（申請者が法人である場合）																	
[略]																	
[略]																	
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）																	
[略]																	

様式第2号（第2条関係）

[略]

(第3面)

[略]
法定代理人（申請者が <u>法第7条第5項第4号へ</u> に規定する未成年者である場合）
[略]
法第7条第5項第4号トに規定する役員（申請者が法人である場合）
[略]

[略]

(第4面)

[略]
令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）
[略]

[略]

様式第4号（第3条関係）

[略]
次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <u>第8条の2第4項</u> （法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。
[略]

[略]

様式第5号（第4条関係）

[略]
備考 放流水の水質については、 <u>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に</u> 係る技術上の基準を定める命令第1条第2項第14号ハ（同令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び <u>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令第1条第3号ロ</u> の規定により測定したものを記載してください。

[略]

様式第2号（第2条関係）

[略]

(第3面)

[略]
法定代理人（申請者が <u>法第7条第5項第4号チ</u> に規定する未成年者である場合）
[略]
法第7条第5項第4号リに規定する役員（申請者が法人である場合）
[略]

[略]

(第4面)

[略]
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）
[略]

[略]

様式第4号（第3条関係）

[略]
次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <u>第8条の2第5項</u> （法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。
[略]

[略]

様式第5号（第4条関係）

[略]
備考 放流水の水質については、 <u>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に</u> 係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第14号ハ（同令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び <u>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号）第1条第3号ロ</u> の規定により測定したものを記載してください。

[略]

様式第7号（第6条関係）

[略]
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（ <u>法第9条の3第6項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。
[略]

[略]

様式第8号（第7条関係）

[略]

（裏面）

[略]
備考1 [略]
2 地下水等とは、 <u>基準命令第1条第2項第10号</u> の規定により採取された地下水等をいう。
3 保有水等とは、 <u>基準命令第1条第3項第6号</u> の規定により集められた保有水等をいう。
4 覆いとは、 <u>基準命令第1条第2項第17号</u> の規定による覆いをいう。

様式第11号（第9条関係）

[略]

（第2面）

[略]
法定代理人（申請者が <u>法第7条第5項第4号</u> へに規定する未成年者である場合）
[略]
<u>法第7条第5項第4号</u> トに規定する役員（申請者が法人である場合）
[略]

[略]

様式第7号（第6条関係）

[略]
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（ <u>法第9条の3第10項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。
[略]

[略]

様式第8号（第7条関係）

[略]

（裏面）

[略]
備考1 [略]
2 地下水等とは、 <u>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号</u> の規定により採取された地下水等をいう。
3 保有水等とは、 <u>基準省令第1条第3項第6号</u> の規定により集められた保有水等をいう。
4 覆いとは、 <u>基準省令第1条第2項第17号</u> の規定による覆いをいう。

様式第11号（第9条関係）

[略]

（第2面）

[略]
法定代理人（申請者が <u>法第7条第5項第4号</u> チに規定する未成年者である場合）
[略]
<u>法第7条第5項第4号</u> リに規定する役員（申請者が法人である場合）
[略]

[略]

(第3面)

[略]
令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）
[略]
備考1 [略]
2 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
[略]

[略]

様式第12号（第9条関係）

[略]

(第2面)

[略]
⑨法第7条第5項第4号トに規定する役員
[略]
[略]

[略]

(第3面)

⑩令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）
[略]
⑫合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人）において、第7条第5項第4号トに規定する役員となる者
[略]

[略]

(第4面)

[略]
⑭合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人）において、令第4条の7に規定する使用人となる者
[略]
[略]

[略]

(第3面)

[略]
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）
[略]
備考1 [略]
2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
[略]

[略]

様式第12号（第9条関係）

[略]

(第2面)

[略]
⑨法第7条第5項第4号リに規定する役員
[略]
[略]

[略]

(第3面)

⑩政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）
[略]
⑫合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人）において、第7条第5項第4号リに規定する役員となる者
[略]

[略]

(第4面)

[略]
⑭合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人）において、政令第4条の7に規定する使用人となる者
[略]
[略]

[略]

様式第 13 号（第 9 条関係）

[略]

(裏面)

[略]
法定代理人（相続人が法第 7 条第 5 項第 4 号へに規定する未成年者である場合）
[略]
令第 4 条の 7 に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）
[略]
備考 1 [略]
2 「相続人」の欄から「 <u>令第 4 条の 7 に規定する使用人</u> 」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
3 [略]
[略]

[略]

様式第 21 号（第 16 条関係）

[略]
再生利用個別指定業者指定証再交付申請書 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例第 8 条の規定により、再生利用個別指定業指定証の再交付について、次のとおり申請します。
[略]
[略]

様式第 13 号（第 9 条関係）

[略]

(裏面)

[略]
法定代理人（相続人が法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合）
[略]
政令第 4 条の 7 に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）
[略]
備考 1 [略]
2 「相続人」の欄から「 <u>政令第 4 条の 7 に規定する使用人</u> 」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
3 [略]
[略]

[略]

様式第 21 号（第 16 条関係）

[略]
再生利用個別指定業者指定証再交付申請書 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例第 12 条の規定により、再生利用個別指定業指定証の再交付について、次のとおり申請します。
[略]
[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。